

葛飾区立幼稚園弁当食材料費補助金交付要綱

令和 7 年 9 月 12 日
7 葛 教 学 第 525 号
区 長 決 裁

（目的）

第 1 条 この要綱は、区立幼稚園に在籍する園児の保護者に対し、弁当食材料費の補助を行うことにより、当該保護者の経済的負担を軽減することを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区立幼稚園 葛飾区立の幼稚園をいう。
- (2) 保護者 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者をいう。
- (3) 弁当食材料費 区立幼稚園に昼食として持参する弁当の食材料費をいう。

（補助対象者）

第 3 条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、区立幼稚園に在籍する園児の保護者とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第 4 条 補助金の対象となる経費は、次条第 1 項の規定による申請をする日の属する年度（以下「算定年度」という。）において補助対象者が負担した弁当食材料費とする。

- 2 補助金の額は、日額 400 円とし、月額 8,000 円を上限とする。
- 3 補助対象者が、国又は地方公共団体の負担において弁当食材料費の全部又は一部の給付を受けた場合には、前項の補助金の額から当該給付額を除くものとする。

（補助金の交付申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、年度ごとに、葛飾区立幼稚園弁当食材料費補助金交付申請書（兼同意書・委任状・支払金口座振替依頼書）（第 1 号様式）により、葛飾区長（以下「区長」という。）に申請をしなければならない。

- 2 前項の場合において、申請者は、葛飾区立幼稚園弁当食材料費補助金交付申請書（兼同意書・委任状・支払金口座振替依頼書）により補助金を請求する権限を葛飾区教育委員会事務局学務課長（以下「学務課長」という。）に委任しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による申請は、3 月 25 日までに行うものとする。ただし、3 月 25 日が日曜日若しくは休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日）をいう。以下同じ。）又は土曜日に当たるときは、その日の後の、その日に最も近い日曜日若しくは休日又は土曜日でない日とする。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは葛飾区立幼稚園弁当食材料費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不適当と認めるときは葛飾区立幼稚園弁当食材料費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知しなければならない。

(弁当持参日数の報告)

第7条 園長は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）に係る園児の弁当持参日数を、次の各号に掲げる学期ごとに、当該各号に定める日までに区長に報告しなければならない。

- (1) 1学期（算定年度の4月から7月までをいう。） 8月末日
- (2) 2学期（算定年度の9月から12月までをいう。） 1月末日
- (3) 3学期（算定年度の1月から3月までをいう。） 3月末日

2 前項の規定にかかわらず、園長は、区長から園児の弁当持参日数の報告の求めがあったときは、その都度報告を行わなければならない。

(補助金の交付)

第8条 区長は、前条の規定による報告の内容を審査し、補助額を確定するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助額を確定したときは、葛飾区立幼稚園弁当食材料費補助金交付額確定通知書（第4号様式）により当該交付決定者に通知し、学務課長の請求に基づき、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を全部又は一部取り消すことができる。

- (1) 補助対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 国又は地方公共団体の負担において弁当食材料費の全部又は一部の給付を受けたとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、葛飾区立幼稚園弁当食材料費補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により交付決定者に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 区長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したことにより、補助金の過払いが発生したときは、交付決定者に既に交付している補助金の全部又は一部を返還させなければならない。

(変更の届出)

第11条 交付決定者は、第5条の申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに区長に届け出なければならない。

(委任)

第 12 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育次長が別に定める。

付則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 9 月 26 日から施行する。

(令和 7 年度特例)

2 令和 7 年度に限り第 4 条第 1 項の規定の適用については、同項中「次条第 1 項の規定による申請をする日の属する年度」とあるのは、「令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」とする。